

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果

1. 調査方法等

○在外公館を通じて、8 カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ、スウェーデン、フィンランド）の政府担当部局に照会した。

2. 結果概要

【回答状況】

- スウェーデンは未回答。
- アメリカは関連ホームページの紹介のみであった（在外公館の担当者が当該ホームページに掲載されている情報に基づき回答）。
- その他の6カ国からは政府担当部局からの回答が得られた。

【制度全体】

○乳がん及び子宮頸がん検診は全7カ国、大腸がん検診は5カ国（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、フィンランド）、前立腺がん検診は1カ国（ドイツ）で実施されていた。日本において実施されている胃がん及び肺がん検診を実施している国はなかった。

○いずれの国も、国、地方自治体ともに、がん検診に関与していた。国家予算のみにより実施しているのは2カ国（ドイツ、オランダ）、地方自治体予算のみにより実施しているのは2カ国（カナダ、フィンランド）、両方の予算により実施しているのは2カ国（イギリス、フランス）であった。

※我が国では、平成10年度に一般財源化され、市町村の予算のみにより実施されている。今回の医療制度改革後も同様である。

○がん検診に関する法律が制定されている国は、4カ国（アメリカ、ドイツ、オランダ、フィンランド）であった。

○がん検診に関する公的なガイドラインがある国は、全7カ国であった。

○受診率については、アメリカの低所得者等を対象とする検診プログラムでは10%前後であったが、その他の国はおおむね50%を超えていた。

○しかしながら、受診率の算定方法は各国ごとに異なっており、過大に算定していると思われる国もあった。

例1 受診勧奨した者のみを分母にして算定（フィンランド）

例2 過去3年間の受診者の総計を分子にして算定（イギリス）

【乳がん検診】

○乳がん検診の実施義務を法律に規定している国は、3カ国（イギリス、ドイツ、フィンランド）であった。3カ国とも、国及び地方自治体の両者に実施義務を課しており、2カ国（イギリス、ドイツ）では、国、地方自治体に加えて医療機関（医師）にも実施義務を課していた。

（注）我が国では、法律においてがん検診の実施義務は規定していない。

○乳がん検診の受診義務を法律に規定している国は、2カ国（イギリス、フィンランド）であった。

○全7カ国において、国のガイドラインにより、マンモグラフィ検査を推奨していた。また、アメリカ以外の国は、対象年齢に上限を設けていた。

○乳がん検診に係る費用は、5000～12000円であった。

○財源は、不明であるアメリカ以外の6カ国（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ、フィンランド）において、自己負担を徴収せず、全て公費で負担していた。

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果について

【制度全体】

A-1 実施しているがん検診の種類

A-1-1-1	国が関与	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-1-1-1	①乳がん	○	○	○	○	○	○	○
A-1-1-2	②子宮頸がん	○	○	○	○	○	○	○
A-1-1-3	③大腸がん		○	○	○			○
A-1-1-4	④前立腺がん				○			
A-1-1-5	⑤胃がん							
A-1-1-6	⑥肺がん							

A-1-2	地方自治体が関与	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-1-2-1	①乳がん	○	○	○		○		○
A-1-2-2	②子宮頸がん	○	○	○		○		○
A-1-2-3	③大腸がん		○			○		○
A-1-2-4	④前立腺がん							
A-1-2-5	⑤胃がん							
A-1-2-6	⑥肺がん							

A-1-3	実施していない検診項目	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-1-3-1	①乳がん							
A-1-3-2	②子宮頸がん							
A-1-3-3	③大腸がん	○					○	
A-1-3-4	④前立腺がん	○	○	○		○	○	○
A-1-3-5	⑤胃がん	○	○	○	○	○	○	○
A-1-3-6	⑥肺がん	○	○	○	○	○	○	○

A-2 実施方法

A-2-1	法律による	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-2-1-1	①乳がん	○			○		○	○
A-2-1-2	②子宮頸がん	○			○		○	○
A-2-1-3	③大腸がん				○			
A-2-1-4	④前立腺がん				○			
A-2-1-5	⑤胃がん							
A-2-1-6	⑥肺がん							

A-2-2	国家予算による	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-2-2-1	①乳がん		○	○	○		○	
A-2-2-2	②子宮頸がん		○		○		○	
A-2-2-3	③大腸がん		○	○	○			
A-2-2-4	④前立腺がん				○			
A-2-2-5	⑤胃がん							
A-2-2-6	⑥肺がん							

A-2-3	地方自治体予算による	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-2-3-1	①乳がん		○	○		○		○
A-2-3-2	②子宮頸がん		○	○		○		○
A-2-3-3	③大腸がん		○	○				○
A-2-3-4	④前立腺がん							
A-2-3-5	⑤胃がん							
A-2-3-6	⑥肺がん							

A-2-4	国のガイドラインによる	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-2-4-1	①乳がん	○	○	○	○	○	○	○
A-2-4-2	②子宮頸がん		○		○	○		○
A-2-4-3	③大腸がん		○	○	○			
A-2-4-4	④前立腺がん				○			
A-2-4-5	⑤胃がん							
A-2-4-6	⑥肺がん							

A-2-5	他の方法による	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-2-5-1	①乳がん	○						
A-2-5-2	②子宮頸がん	○						
A-2-5-3	③大腸がん							○
A-2-5-4	④前立腺がん							
A-2-5-5	⑤胃がん							
A-2-5-6	⑥肺がん							

		NBCCEDP(National Breast and Cervical Cancer Early Detection Program): 低所得の保険未加入者の費用は、連邦政府から州等に補助金交付される。検診サービスの提供体制は、各州等により決定される。						60～64歳における大腸がん検診の効果と受容性についてランダムパイロット調査を実施中。
--	--	--	--	--	--	--	--	---

A-3 受診率

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-3-1	①乳がん	13%(40-64歳)*	75	40	39-71%、平均50%	50	80	87.7
A-3-2	②子宮頸がん	7%(18-64歳)*	80	60	47	71	65.6	72.2
A-3-3	③大腸がん		60	50	6%(大腸内視鏡検査=55歳以上、2003+2004年)、16%(便潜血法=50歳以上、2004年)			73
A-3-4	④前立腺がん				18			
A-3-5	⑤胃がん							
A-3-6	⑥肺がん							
		*NBCCEDP受診者			2004年、がん検診全体の受診率(20歳以上)は、男性18.3%、女性46.8%。			

A-4 受診率算出方法

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-4-a	分子	年間の受診者数		年間の受診者数	下記に対する償還件数			対象年齢集団においての受診者数
A-4-b	分母	推計受診資格者		50-74歳の女性の半数(2年に1回の受診であるため)	20歳以上の公的医療保険適用者			対象年齢集団において把握され受診勧奨された数
A-4-1-1	①乳がん分子	1年の受診者	過去3年間に結果を受けた女性		下記に対する償還件数	2年毎の受診者数	受診者数	
A-4-1-2	①乳がん分母	推計受診資格者	50-70歳の女性		30歳以上の女性	50-74歳の女性	50-75歳の女性	
A-4-2-1	②子宮頸がん分子	1年の受診者	過去5年間に結果を受けた女性		下記に対する償還件数	2年毎の受診者数	受診者数	
A-4-2-2	②子宮頸がん分母	推計受診資格者	25-64歳の女性		20歳以上の公的医療保険適用者	20-69歳の女性	30-60歳の女性(妊婦、受診直後等の女性は除く)	
A-4-3-1	③大腸がん分子		過去2年間に結果を受けた男女		下記に対する償還件数			
A-4-3-2	③大腸がん分母		60-69歳の男女		大腸内視鏡検査=55歳以上、便潜血法=50~54歳の公的医療保険適用者			
A-4-4-1	④前立腺がん分子				下記に対する償還件数			
A-4-4-2	④前立腺がん分母				45歳以上の男性の公的医療保険適用者			

A-5 がん検診の推進における検討観点

A-5-1	罹患率	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-1-1	①乳がん		○	○			○	○
A-5-1-2	②子宮頸がん		○				○	○
A-5-1-3	③大腸がん		○	○				○
A-5-1-4	④前立腺がん							
A-5-1-5	⑤胃がん							
A-5-1-6	⑥肺がん							

A-5-2	死亡率	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-2-1	①乳がん		○	○	○	○	○	○
A-5-2-2	②子宮頸がん		○		○	○	○	○
A-5-2-3	③大腸がん		○	○	○	○		○
A-5-2-4	④前立腺がん				○			
A-5-2-5	⑤胃がん							
A-5-2-6	⑥肺がん							

A-5-3	死亡率低減の効果	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-3-1	①乳がん		○	○	○	○	○	○
A-5-3-2	②子宮頸がん		○	○	○	○	○	○
A-5-3-3	③大腸がん		○	○	○	○		○
A-5-3-4	④前立腺がん				○			
A-5-3-5	⑤胃がん							
A-5-3-6	⑥肺がん							

A-5-4	医療費抑制の効果	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-4-1	①乳がん		○		○		○	○
A-5-4-2	②子宮頸がん		○		○		○	○
A-5-4-3	③大腸がん		○		○			○
A-5-4-4	④前立腺がん				○			
A-5-4-5	⑤胃がん							
A-5-4-6	⑥肺がん							

A-5-5	救命に伴う社会的効果	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-5-1	①乳がん		○		○	○		○
A-5-5-2	②子宮頸がん		○		○	○		○
A-5-5-3	③大腸がん		○		○			○
A-5-5-4	④前立腺がん				○			
A-5-5-5	⑤胃がん							
A-5-5-6	⑥肺がん							

A-5-6	がん検診とその他の医療サービスとの効果の比較	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-6-1	①乳がん		○					
A-5-6-2	②子宮頸がん		○	○				
A-5-6-3	③大腸がん		○					
A-5-6-4	④前立腺がん							
A-5-6-5	⑤胃がん							
A-5-6-6	⑥肺がん							

A-5-7	学会等の要望	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-7-1	①乳がん		○		○	○	○	○
A-5-7-2	②子宮頸がん		○		○	○	○	
A-5-7-3	③大腸がん		○	○	○	○		○
A-5-7-4	④前立腺がん				○			
A-5-7-5	⑤胃がん							
A-5-7-6	⑥肺がん							

A-5-8	国民の要望	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-8-1	①乳がん		○		○	○	○	
A-5-8-2	②子宮頸がん		○		○	○	○	
A-5-8-3	③大腸がん		○	○	○			
A-5-8-4	④前立腺がん				○			
A-5-8-5	⑤胃がん							
A-5-8-6	⑥肺がん							

A-5-9	その他	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
A-5-9-1	①乳がん							
A-5-9-2	②子宮頸がん							
A-5-9-3	③大腸がん							
A-5-9-4	④前立腺がん							
A-5-9-5	⑤胃がん							
A-5-9-6	⑥肺がん							

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果について

【乳がん検診】

B-1 乳がん検診の法的な義務付け

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-1-1	①全国的		○		○			○
B-1-2	②一部地域				○			
B-1-3	③決まっていない	○		○	○		○	
B-1-4	④わからない				○			
								50-59歳で2年おき

B-2 義務付けている法律

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-2-1	①国の法律		○		○			○
B-2-2	②地方自治体の条例							
B-2-3	③医療保険の規約							
B-2-4	④その他							○
			乳がん検診は、1977年のNHS法の3条(*)によって、50-70歳(対象者)、70歳以上(任意)の女性に提供される。(※)適切な必要性が認められるサービスと施設を提供することは大臣の義務であると述べられている)		・社会法典第5編第25条により健康診断に関する枠組立法を行っている。 ・がんに関しては、「がんの早期発見に関する医師及び疾病金庫の連邦共同委員会ガイドライン」がある。 (マンモグラフィーにおける質の確保に関するEUガイドライン(European Guidelines for quality assurance in mammography screening)第3版に準拠。)		事前の許可無しにがん検診の実施を禁止する法律がある。(集団検診法を参照)	50-59歳の女性は国の法律により、60-69歳の女性は一部地域の条例等において定められている。

B-3 実施義務はどこにあるか

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-3-1	①国		○		○			○
B-3-2	②地方自治体		○		○			○
B-3-3	③医療保険者							
B-3-4	④医療機関(医師)		○		○			
B-3-5	⑤雇用者							
B-3-6	⑥その他							

B-4 乳がん検診の対象者に対する受診義務の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-4-1	①全国的に義務付け		○					○
B-4-2	②一部地域に義務付け							
B-4-3	③義務付けなし			○			○	
B-4-4	④不明							

B-5 義務付ける法律

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-5-1	①国の法律		○					○
B-5-2	②地方自治体の条例							
B-5-3	③医療保険の規約							
B-5-4	④労働契約							
B-5-5	⑤その他							

B-6 乳がん検診の受診状況に応じて、医療保険による給付割合を変動させる事例の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-6-1	①公的医療保険で事例がある							
B-6-2	②私的の医療保険で事例がある							
B-6-3	③事例なし			○		○	○	○
B-6-4	④不明		○					
			本質問は、マンモグラフィーから診断及び治療に至る全ての過程を包括しているNHS制度に適さない。					

B-7 検診受診率を向上するために行っていること

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-7-1	①路上広告 キャンペーンとイベント			○				
B-7-2	②テレビ コマーシャル			○		○		
B-7-3	③新聞広告			○		○		○
B-7-4	④ポスター掲示		○	○	○	○		
B-7-5	⑤ボランティア等 による訪問や電話 連絡				NGOによる情報提 供			
B-7-6	⑥検診の実施主体 の表彰		○	○	○		○	○
B-7-7	⑦受診券の配布		○	○				
B-7-8	⑧食券等の配布							
B-7-9	⑨交通費支給							
B-7-10	⑩送迎						○	
B-7-11	⑪その他		○		○	○	○	
B-7-11	その他記述		NHS制度では、女 性は個別に文書で 受診を勧奨され、3 年毎に電話予約す る。		説明の9割はコスト を考慮し、インター ネットを通じて行わ れている。	個別に受診券を 送付する。	検診は任意だが、 無料(政府の助 成)。 乳がん検診は移動 検診車が対象者の 住居区域に行く。 子宮頸がんは家庭 医(GP)が受診券を 送ると受診率が高 くなるためこれを奨 励している。研究 者には必要がある のかかわらず家庭 医(GP)での検診に 参加しない対象者 に対し、家庭での サンプリングキッ トを用いた場合に 反応があるかどう かを調べている。	

B-8 国の乳がん検診ガイドラインの有無
B-9 ガイドラインの乳がん対象年齢制限の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-8	国の乳がん検診 ガイドラインの有無	○	○	○	○	○	○	○
B-9	ガイドラインの 乳がん対象年齢制 限の有無	○	○	○	○	○	○	○
B-9-1	年齢制限	40-	50-70歳(70歳以上 は任意)	50-74	30-70	50-69	50-75	50-59

B-10 ガイドラインで規程されている方法

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-10-1	①触診法			○	○(30歳-)			
B-10-2	②マンモグラフィー 検査	○	○	○	○(50-70歳)	○	○	○
B-10-3	③超音波検査							
B-10-4	④その他							
		1-2年毎にマ ンモグラフィー によるがん検診 を受けることが 推奨される。触 診のエビデンス は不十分である ため問わない。			触診(30歳以上)、 マンモグラフィー (50-70歳)			プライマリーヘル スケアや公的な 雑誌において、 女性は定期的に 自己触診するこ とが勧められて いる。

B-11 乳がん検診の頻度

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-11-1	①年1回	○			触診			
B-11-2	②2年に1回	○		○	マンモグラフィー	○	○	○
B-11-3	③3年に1回		○					
B-11-4	④4年以上に1回							
B-11-5	⑤決まっていない							
B-11-6	⑥その他							

B-12 ガイドラインに精度管理についての記述がある

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-12	ガイドラインに精度 管理についての記 述がある		○	○	○	○	○	○

B-13 乳がん検診効果を評価する制度の有無

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-13-1	①政府機関	○	○	○	○		○	○
B-13-1	名前	U.S. Preventive Services Task Force (USPSTF)	NHS Cancer Screening Programme	INVS	連邦共同委員会マンモグラフィ協同体		RIVN	National cancer registry
B-13-2	②地方自治体の機関		○		○	○		
B-13-2	名前		Regional Quality Assurance		女性10-11万人単位の検診単位ごとの情報センター	BC Cancer Agency		
B-13-3	③その他の機関							
B-13-3	名前							
B-13-4	④なし							

B-14 乳がん検診の費用

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-14	乳がん検診の費用	回答なし	£40	66ユーロ	67.5-76.65ユーロ	62\$ Canadian dollar	47ユーロ	50ユーロ
	(円換算)		8,361	9,531	9747-11068	6,390	6,787	7,220

B-15 乳がん検診の費用分担

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ	オランダ	フィンランド
B-15-1	①受診者							
B-15-2	②雇用主							
B-15-3	③医療保険者							
B-15-4	④公費(国負担)		100	100	100	100	100	
B-15-5	⑤公費(自治体負担)							100
B-15-6	⑥その他				50歳未満の女性がマンモグラフィを希望する場合には、自己負担となる。			50-60歳の女性の検診は無料。60-69歳の女性の検診は現在法律では規定されていない。約半数の地域で60歳以上の女性の検診が無料、半数は有料。

がん対策基本法の概要

第1 総則

1 目的

- 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、次に掲げる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 基本理念

- がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。
- がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- がん患者が置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重して治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を整備すること。

3 関係者の責務等

- 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務等を定める。

第2 がん対策推進基本計画等

- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」の案を作成し、閣議の決定を求めること等とする。
- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対し、がん対策推進基本計画の実施等について、必要な要請をすることができる。
- 都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定する。

第3 基本的施策

1 がんの予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進、がん検診の質の向上、がん検診の推進のために必要な施策を講ずる。

2 がん医療の均てん化の促進

- がん専門医等の育成、拠点病院・連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずる。

3 がん研究の推進等

- がん研究の推進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずる。